

2010 年日本政府年次報告
「商業及び事務所における衛生に関する条約」(第 120 号)
(2005 年 6 月 1 日～2010 年 5 月 31 日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

〔第5条関係〕について

前回までの報告中、の「(1)」中「国家公務員法第28条」を「地方公務員法第58条第2項」に改め、「2001年1月6日より、厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足し、同省に、中央労働基準審議会に代わり、労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる安全衛生分科会が設けられた。これらは労働者を代表する者及び使用者を代表する者がそれぞれ委員となっており、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の制定及び改廃の内容について審議が行われる」を、「2001年1月6日より、厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足し、同省に、中央労働基準審議会に代わり、労働政策審議会及び同審議会の下に置かれる労働条件分科会や安全衛生分科会が設けられた。これらは労働者を代表する者及び使用者を代表する者がそれぞれ委員となっており、労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらに基づく命令の制定及び改廃の内容について審議が行われる」に改める。

〔第6条関係〕について

前回までの報告の「(1)」中「原則として地方公務員についても、上述の組織により労働監督が執行されている。」を「現業の地方公務員についても、上述の組織により労働監督が執行されている。」に改める。

(2)を次のように改める。

- (2) 非現業の地方公務員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法により、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員等が行っている(同法第58条第5項)。

また、労働基準法及び労働安全衛生法の規定が実施されていない場合には、労働基準法第13章の罰則及び労働安全衛生法第12章の罰則が適用される。

〔第7条関係〕について

前回までの報告の(1)中「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

〔第10条関係〕について

前回までの記述中(2)に次のように加える。

細目については、運用通知が出されており、各省各庁の長が講ずべき措置は、労働安全衛生規則第3編第5章、事務所衛生基準規則等の規定の例による措置とされている。

〔第17条関係〕について

前回までの報告の(1)中「振動障害防止用保護具」を「騒音障害防止用保護具」に改め、「第599条」を削る。

〔2006年条約勧告適用専門家委員会のダイレクト・リクエスト〕について

「2.」について

労働政策審議会の労使委員は、我が国を代表する労働組合及び使用者団体の推薦でそれぞれ任命されている。労働政策審議会は、労使委員に学識経験者等から任命される公益委員を加えた3者で構成されており、厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議するとともに、これらに関して、厚生労働大臣に意見を述べることとされている。(厚生労働省設置法(1999年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(2000年政令第284号)第3条)

また、上記〔第5条関係〕(1)も参照されたい。安全衛生分科会の委員の名簿は、別添のとおり。

「3.」について

人事委員会が労働基準監督機関である場合は、人事委員会は、他の権限ある機関とともに、本条約の対象とされる安全及び衛生についてあらゆる側面から監督を行っている。

「4.」について

監督等実施状況や労働基準法等違反状況等に関しては、毎年「労働基準監督年報」を以て情報提供を行っているところである。2008年の法違反状況等は、別添のとおり。

3. 質問Ⅲについて

本条約又は勧告の適用に関する原則的な諸問題についての決定は下していない。

2010年3月31日現在、労働基準監督署の数は321署及び4支署、労働基準監督官の数は3,949名となっている。

労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督において労働安全衛生法第13条、第22条及び第23条に関する違反が認められた場合には、是正勧告を行い、法違反を是正させている。また、重大・悪質な事案に対しては司法警察員として犯罪捜査を行い、送致している。

4. 質問Ⅳについて

報告すべき特段の事項はない。

5. 質問Ⅴについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

安全衛生分科会委員会名簿

〈公益代表委員〉	
相澤 好治	北里大学医学部長
今田 幸子	(独)労働政策研究・研修機構 特任研究員
露木 保	社団法人日本ボイラ協会顧問
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授
中原 俊隆	京都大学大学院医学研究科教授
名古屋俊士	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
〈労働者代表委員〉	
犬飼 米男	全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会書記次長
高橋 孝行	全日本運輸産業労働組合連合会中央副執行委員長
谷口 元	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
市川 佳子	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
古市 良洋	全国建設労働組合総連合書記長
眞部 行雄	全国交通運輸労働組合総連合書記長
芳野 友子	JAM中央執行委員
〈使用者代表委員〉	
明石 祐二	社団法人日本経済団体連合会労働法制本部主幹
伊藤 雅人	オーデリック株式会社代表取締役社長
瀬戸 実	全国中小企業団体中央会理事
高橋 信雄	JFEスチール株式会社安全衛生部長
豊田 耕二	社団法人日本化学工業協会常務理事
中村 聡子	日本アイ・ビー・エム株式会社 産業医
三浦 武男	株式会社浅沼組東京本店土木部統括部長

定期監督等実施状況・法違反状況（平成20年）

業種	事項	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同違反事業場比率(%)	違反状況														最賃法 4旧法5 条最賃効力	安衡法 4旧法5 条基準所規則生	
					労働基準法																
					15	20	23・24	32・40	34	35	37	39	89	107	108	109	110	111			112
					条労働条件の明示	条解雇の予告	条賃金の不払	条労働時間	条休憩	条休日	条割増賃金	条年次有給休暇	条就業規則	条労働者名簿	条賃金台帳	条賃金	条賃金	条賃金			条賃金
1号	食品製造業	6,640	4,886	73.6	1,162	1	248	2,505	83	168	1,714	28	1,075	198	529	471	1				
	繊維工業	1,186	779	65.7	151	3	29	384	12	6	265	6	127	26	58	140					
	衣服その他の繊維製品製造業	2,350	1,560	66.4	343	4	160	646	6	14	649	7	251	55	199	300					
	木材・木製品製造業	1,194	901	75.5	108	2	29	247		9	156		80	12	33	40					
	家具・装備品製造業	583	423	72.6	58	1	17	164		10	125	1	55	7	30	20					
	パルプ・紙・紙加工品製造業	746	578	77.5	111		28	232	3	3	153	2	119	13	23	44					
	印刷・製本業	1,080	863	79.9	197	2	43	560	5	12	350	5	247	21	75	28					
	化学工業	2,470	1,729	70.0	227	1	93	773	9	23	410	5	337	29	75	61	1				
	窯業土石製品製造業	1,234	884	71.6	124		37	316	2	18	193	5	131	18	52	28					
	鉄鋼業	771	529	68.6	49	1	13	156		6	75	2	59	7	15	5					
	非鉄金属製造業	412	309	75.0	35	1	25	112		9	51	2	42	2	3	1					
	金属製品製造業	5,253	4,302	81.9	494	2	139	1,720	4	55	801	20	581	54	157	78					
	一般機械器具製造業	2,635	2,036	77.3	263	2	108	982	5	36	482	2	359	36	81	42					
	電気機械器具製造業	2,398	1,718	71.6	273	6	103	852	7	23	459	11	391	55	91	121	3				
輸送用機械等製造業	2,602	1,855	71.3	219		69	737	2	24	353	11	266	30	70	65						
電気・ガス・水道業	158	54	34.2	6		4	19	1		15	1	12	1	2							
その他の製造業	2,826	2,006	71.0	452	2	110	1,001	9	39	736	7	425	74	245	202						
小計	34,538	25,412	73.6	4,272	28	1,255	11,406	148	455	6,987	115	4,557	638	1,738	1,646	5					
2号	石炭鉱業																				
	土石採取業	158	111	70.3	13		4	29	3	2	23		11	1	5	1					
	その他の鉱業	22	12	54.5	4			5		1	4		4		1						
小計	180	123	68.3	17		4	34	3	3	27		15	1	6	1						
3号	土木工事業	9,275	4,744	51.1	228	4	65	463	7	36	359	2	186	28	112	21					
	建築工事業	23,636	14,481	61.3	296	10	117	666		50	505	1	251	44	213	19					
	その他の建設業	4,163	2,240	53.8	162	3	50	378		38	286	2	188	23	104	7					
小計	37,074	21,465	57.9	686	17	232	1,497	7	124	1,150	5	625	95	429	47						
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	90	45	50.0	5		3	19	1	6	11		11		2						
	道路旅客運送業	1,440	1,187	82.4	282	6	96	751	57	109	376	16	339	27	292	163					
	道路貨物運送業	4,763	3,693	77.5	868	7	204	2,308	146	190	1,047	28	871	57	766	66					
	その他の運輸交通業	60	44	73.3	16			21		1	16		10	1	13	1					
小計	6,353	4,969	78.2	1,171	13	303	3,099	204	306	1,450	44	1,231	85	1,073	230						
5号	陸上貨物取扱業	535	377	70.5	41	1	13	191	9	5	84		91	7	37						
	港湾運送業	239	117	49.0	9		4	42	1	2	12	1	19	2	5	1					
	小計	774	494	63.8	50	1	17	233	10	7	96	1	110	9	42	1					
1～5号計	78,919	52,463	66.5	6,196	59	1,811	16,269	372	895	9,710	165	6,538	828	3,288	1,925	5					
6号	農業	331	233	70.4	54	1	49				2	2	41	17	26	91					
	林業	550	234	42.5	29	1	9	29		1	24	1	19	16	28	1					
	小計	881	467	53.0	83	2	58	29		1	26	3	60	33	54	92					
7号	畜産業	178	140	78.7	35		25				12	1	36	4	16	14					
	水産業	61	32	52.5	11		3						8	1	1						
	小計	239	172	72.0	46		28				12	1	44	5	17	14					
8号	卸売業	3,071	2,315	75.4	619	8	158	1,174	18	73	1,028	8	642	86	434	76					
	小売業	10,097	7,443	73.7	2,028	22	410	3,637	254	411	3,283	27	2,203	323	1,259	450					
	理美容業	1,367	872	63.8	358		51	329	12	11	318	2	94	64	231	84					
	その他の商業	1,249	914	73.2	213	3	73	478	15	31	359	6	261	31	156	17					
小計	15,784	11,544	73.1	3,218	33	692	5,618	299	526	4,988	43	3,200	504	2,080	627						
9号	金融業	635	347	54.6	26	6	38	121	3	3	174	1	79	9	40	2					
	広告・あっせん業	380	283	74.5	69	1	34	148	1	13	156		82	8	72	7					
	小計	1,015	630	62.1	95	7	72	269	4	16	330	1	161	17	112	9					
10号	映画・演劇業	47	38	80.9	7		3	24	1	3	11		10	3	9	1					
11号	通信業	242	120	49.6	16		6	53	2	4	41	4	28	3	11	2					
12号	教育・研究業	1,134	876	77.2	224	2	66	483	22	35	372	7	311	32	203	10					
13号	医療保健業	1,386	1,142	82.4	280	2	66	711	34	32	522	5	381	24	219	33					
	社会福祉施設	3,020	2,341	77.5	468		175	972	64	66	1,060	8	733	85	450	142	1				
	その他の保健衛生業	221	174	78.7	43	1	18	92	2	11	82		75	5	44	21					
小計	4,627	3,657	79.0	791	3	259	1,775	100	109	1,664	13	1,189	114	713	196	1					
14号	旅館業	1,666	1,303	78.2	413	5	78	695	48	148	670	4	394	73	319	119					
	飲食店	3,016	2,190	72.6	752	8	146	1,143	131	123	1,032	10	805	130	449	138					
	その他の接客娯楽業	800	627	78.4	183	3	44	347	27	42	306	10	251	30	113	31					
小計	5,482	4,120	75.2	1,348	16	268	2,185	206	313	2,008	24	1,450	233	881	288						
15号	清掃・と畜業	1,791	1,294	72.3	311	2	54	588	15	62	435	2	394	34	192	56					
16号	官公署	15	5	33.3	2			2			1	1	2		1						
17号	派遣業	1,856	1,290	69.5	209	4	166	465	7	13	363	12	416	52	132	2					
	その他の事業	3,961	2,816	71.1	573	12	273	1,539	41	114	1,168	18	745	85	450	74	1				
	小計	5,817	4,106	70.6	782	16	439	2,004	48	127	1,531	30	1,161	137	582	76	1				
6～17号計	37,074	27,029	72.9	6,923	81	1,945	13,030	697	1,196	11,419	129	8,010	1,115	4,855	1,371	2					
合計	115,993	79,492	68.5	13,119	140	3,756	29,299	1,069	2,091	21,129	294	14,548	1,943	8,143	3,296	7					